

一般社団法人美濃市観光協会有料バナー広告ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは一般社団法人美濃市観光協会（以下「協会」という。）が、自主財源の確保と地域活性化を図るため、協会ホームページに有料バナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 協会が作成・管理するホームページ

(広告の掲載基準)

第3条 掲載する広告は、店舗、個人事業所、企業及び行政機関であれば申し込むことができる。なお、その内容が次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人・団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) その他、協会が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の掲載料・提出)

第4条 広告原稿及び広告の作成、取り付け及び掲載に要する経費は、原則として申込者（以下、広告主）の負担とする。広告の掲載料は、前納を原則とし、広告主は、協会が指定した期日までに一括して納入しなければならない。

(広告の募集及び決定)

第5条 広告の募集は協会だより、ホームページ等により広く行うものとする。
2. 広告の申込が当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

(広告主の責務)

第6条 広告主は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 広告の内容に関し生じた責任をすべて負うこと。
- (2) 広告の掲載について、関係法令を遵守する事。

(広告掲載料の還付)

第7条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主がその責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(業務委託)

第8条 広告の募集、広告の作成等に関し、必要な場合は業務委託することができる。

(委任)

第9条 このガイドラインに定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

このガイドラインは 令和2年4月1日 から実施する。